山 﨑 俊 恵

はじめに

2012年9月より2013年8月までの1年間、ネバダ州立大学リノ校刑事司法学部にて研究の機会を得た。近時、アメリカの少年司法制度は、少年非行が減少する一方で少年の成長発達や能力に関する心理学的・精神医学的研究が進んできたことを背景に厳罰化傾向から転換しつつある、との指摘がなされている¹⁾。そこで、ネバダ州の少年司法制度を紹介するとともに、そうした傾向を確認していきたい。

1 ネバダ州少年司法制度の概要

ネバダ州では、1909年、少年裁判所が設置された。現在は、ネバダ州法典(Nevada Revised Statutes)の「第5編 少年事件の手続(Title 5 Procedure in Juvenile Cases)」(以下、「少年法」という。)に、少年事件に関わる規定がまとめられている 2)。

- 1) Sarah Alice Brown, TRENDS IN JUVENILE JUSTICE STATE LEGISLATION 2001–2011 (2012), Neelum Arya, STATE TRENDS: LEGISLATIVE VICTORIES FROM 2005 TO 2010 REMOVING YOUTH FROM THE ADULT CRIMINAL JUSTICE SYSTEM (2011).
 - こうしたアメリカの少年司法制度の動向は、藤田尚「アメリカ少年司法制度の新動向――厳罰化からの転換」比較法雑誌46巻3号163頁以下(2012)において論じられている。
- 2) ネバダ州では州と並んでカウンティも少年司法制度運営の責任を有するうえ、州内が10の管轄区域に分けられており、各管轄区域により制度の詳細が異なる。したがって、以下は全般的な概要を述べるものであり、管轄区域により異なる場合のあることに留意されたい。

(1) 関係機関

① 少年裁判所

少年裁判所は地方裁判所の一部と位置づけられている。少年裁判所の裁判官(以下,「少年係裁判官」という。)は地方裁判所裁判官の中から互選により選任される³⁾。

② 厚生福祉事業省子ども・家庭事業局(Division of Child and Family Services of the Department of Health and Human Services)

ネバダ州少年司法制度において少年裁判所とともに重要な役割を果たすのは厚生福祉事業省子ども・家庭事業局(以下,「子ども・家庭事業局」という。)である。子ども・家庭事業局は児童福祉業務と並んで少年司法業務も担っており、州立子ども収容施設(state facility for the detention of children)を所管している⁴⁾。また、局内の少年仮釈放部(Youth Parole

- 3) NRS 62A.180(1); 62B.010(1)(a), 2(a)(地方裁判所裁判官は選出委員会の推薦に基づく知事による任命後住民の審査を受ける。). さらに、少年係裁判官は子どもの福祉の分野での経験や関心等に基づいて少年係裁判官補 (master of the juvenile court)を任命し、証拠調べ、事実認定、勧告の立案等を行わせることができる。NRS 62A.210; 62B.020(1); 62B.030. 法律上少年係裁判官補の被任命資格は規定されていないが、例えば、第8地方裁判所規則では、任命に先立ち5年以上ネバダ州弁護士会の正会員の地位にある者とされている。NEDCR 1.46.
- 4) 現在、州立子ども収容施設は、「ネバダ州少年訓練センター(Nevada Youth Training Center)」及び「カリエンテ少年センター(Caliente Youth Center)」の 2 施設がある。NRS 62A.330(2). ネバダ州少年訓練センターは定員110人の男子少年用の施設であり、カリエンテ少年センターは女子少年も収容する定員140人の施設である。両者とも塀等を持たずに職員が監督により逃走を防止する施設(staff secure facility)である。State of Nevada, Department of Health and Human Services, Division of Child and Family Services, 2011/2012 BIENNIAL REPORT(2012)at 40–41, available at http://www.dcfs.state.nv.us/DCFS_Biennial Reports.htm.

ネバダ州は、2000年、重大な非行を行った男子少年及び常習的に非行を行った男子少年を収容するために、「サミット・ビュー少年矯正センター(Summit View Youth Correctional Center)」を建設し、民間事業者に運営を委託したが、この施設は、2002年、職員による被収容者への性的虐待、被収容者による暴動、経営上の問題等を理由に閉所された。その後、2004年に州により施設の運営が再開されたものの、2010年、州の財政上の問題により再び閉所された。

Bureau)が施設からの子どもの仮釈放業務を担当し、少年司法プログラム部(Juvenile Justice Programs Office)が施設収容に代替するプログラムの策定等を行っている⁵⁾。

(2) 少年法の目的

ネバダ州少年法の目的条項は、「標準少年裁判所法(Standard Juvenile Act)」に範を取り 6)、「(a) 少年裁判所の管轄の対象となる子どもができる限り自宅で子どもの福祉並びに本州の最善の利益に資する保護、指導及び監督を受ける。(b) 少年裁判所は、子どもが親の監護から引き離されるときは、子どものために、できる限り親によって子どもに与えられるべきも

ところで、2001年12月以降、合衆国司法省が「施設入所者公民権法(Civil Rights of Institutionalized Persons Act) 」及び「1994年暴力犯罪取締り及び法執行 法 (Violent Crime Control and Law Enforcement Law) に基づいてネバダ州少年 訓練センターの収容状況調査を実施し、翌年11月、調査結果を公表した。その中 で、職員による少年への暴行、不当な保護室への収容、不服申立制度の不備等の 問題点が指摘された。ネバダ州は、2004年、指摘された問題の解決のために制止 等の措置の要件、保護室への収容の要件、施設内調査係による制止等の措置の調 査. 不服申立制度及び職員の研修等を定めた規則の策定とその遵守並びに改善状 況に関する四半期ごとの報告書の提出を約した合意書を、合衆国との間で締結し た。司法省は、2008年、ネバダ州が合意を遵守してネバダ州少年訓練センターに おける処遇を改善したと判断し、監督を終了した。この間の経緯については State of Nevada, Department of Health and Human Services, Division of Child and Family Services, 2007/2008 BIENNIAL REPORT (2008) at 42, http://www.justice. gov/crt/about/spl/documents/nevadayouthmou.pdf#search='investigation+of+ nevada+vouth+training+center+civil+rig available at http://www.dcfs.state.nv.us/ Reports/DCFS_New Biennial_Report_2007-2008.pdf を, 合意書については http://www.justice.gov/crt/about/spl/documents/nevadayouthmou.pdf#earch= 'Memorandum+of+Understanding+by+and+between+the+United+States+and+the+ State+of+Nevada+%282004%29'を参照。

- 5) 2011/2012 BIENNIAL REPORT, subra note 4, at 42, 49.
- 6) 現在, アメリカにおいて最も一般的な少年法の目的条項は, 公共の安全, 被 害者に対する責任及び少年の成長発達という 3 つの目的のバランスのとれた修復 的司法の要素を取り入れたものとされている。Dep. of Justice, Howard N. Snyder & Melissa Sickmund, JUVENILE OFFENDERS AND VICTIMS: 2006 NATIONAL REPORT (2006), at 98 (hereinafter 2006 NATIONAL REPORT).

のと同等の水準の保護を確保しなければならない」と定めている⁷⁾。

(3) 少年裁判所の管轄

少年法上子ども(child)は18歳に満たない者をいう 8 。少年裁判所は主として①非行を行った子ども(delinquent child),②監督を要する子ども(child in need of supervision)に関する管轄を有する 9 。非行とは,①カウンティまたは地方自治体の条例に違反する行為 10),②法規に違反する行為,③州法の下で犯罪とされる行為をいう 11)。監督を要するとは,①怠学,②親の合理的かつ適法な指導に服さず監督困難であること,③家庭等に寄り付かないこと等をいう 12)。

もっとも、①16歳以上の者による殺人罪¹³⁾、②重罪(felony)非行歴のある16歳以上の者による暴行又は強制力を用いた性犯罪、③重罪非行歴のある16歳以上の者による銃器を用いた犯罪等は、少年法によりあらかじめ少年裁判所の管轄から除外されている¹⁴⁾。また、刑事裁判所における有罪判決歴のある者も少年裁判所の管轄から除外されている¹⁵⁾。

- 7) NRS 62A.360(1). 少年法の目的条項にいう「本州の最善の利益」とは、公共の安全及び社会統制であると解されている。*In re Seven Minors*, 99 Nev. 427, 431, 664 P.2d 947, 950 (1983); *In re William S.*, 122 Nev. 432, 438, 132 P.3d 1015, 1019 (2006).
- 8) NRS 62A.030(1)(a). 下限は特に定められていない。少年裁判所は原則として 少年が21歳に達するまで管轄を留保することができる。NRS 62B.410(2).
- 9) NRS 62B.330(1): 62B.320(1).
- 10) 但し、夜間外出の禁止を定めたカウンティ又は地方自治体の条例その他の一部の条例に違反する行為は、非行行為ではなくて要監督行為に定義される。NRS 62B.320(1)(f)-(g).
- 11) NRS 62B.330(2).
- 12) NRS 62B.320(1).
- 13) A.B. 202, 2013 Gen. Sess. (Nevada 2013). 2014年10月1日施行予定。下限年齢が定められておらず刑法上の刑事責任年齢である8歳以上であれば刑事処分が可能であったものが、改正された。
- 14) NRS 62B.330(3)(a)-(e).
- 15) NRS 62B.330(3)(f). 一度成人としての刑事手続を受けるための適格性を認められ刑事裁判所に移送されて有罪判決を下されたならば、それ以降の行為について ノ

(4) 少年事件の手続

① 身柄拘束

治安官(peace officer)又は保護観察官(probation officer)は非行若しくは要監督行為を行った子どもの身柄を拘束することができる¹⁶⁾。子どもは原則として保護者等の下へ釈放されなければならない¹⁷⁾。少年裁判所は勾留に代えて自宅での謹慎を命じることができる¹⁸⁾。子どもは,釈放されないときは,少年裁判所による勾留質問を受ける。勾留質問の時期は子どもが収容されている施設により異なるが,施設での身柄拘束の開始から土曜日,日曜日及び休日を除いて72時間以内に行われる¹⁹⁾。子どもは勾留質問までの間に精神衛生サービスを受ける必要性の有無及びアルコール又は薬物依存の有無について鑑定を受ける²⁰⁾。子どもは自傷他害または逃亡のおは全て成人として刑事裁判所で審理されることを定めた,いわゆる once adult, always adult 規定である。

16) NRS 62C.010(1). 非行が軽微な交通事件の場合の子どもの身柄の拘束について は後述。

2010年の逮捕率(10歳以上18歳未満の者10万人当たりの逮捕数。以下同じ。)をみると、暴力犯を理由とする逮捕率は300件(全国平均225件)、財産犯を理由とする逮捕率は1,492件(全国平均1,084件)である。Charles Puzzanchera, JUVE-NILE ARRESTS 2010, at 21-22, available at http://www.ojjdp.gov/pubs/242700.pdf. ネバダ州は全国平均と比較して財産犯の逮捕率が高い一方、暴力犯の逮捕率は低い傾向にあったが、2008年以降暴力犯の逮捕率が全国平均を上回っている。また、2008年の薬物犯を理由とする逮捕率は618件(全国平均560件)、銃器関連犯罪(不法所持等)を理由とする逮捕率は159件(全国平均121件)である。Charles Puzzanchera, JUVENILE ARRESTS 2008, at 11, available at http://www.ncirs.gov/pdffiles1/ojidp/228479.pdf.

- 17) 治安官等は、子どもの身柄拘束後、不要な遅滞なく、子どもの身柄を拘束した旨を保護者に通知しなければならない。NRS 62C.010(2)(a).
- 18) このとき電子的に監視することができ、GPS 機能の付いた装置を足首に装着する方法が用いられている。NRS 62C.010(3)(b)(3); Nevada Judiciary, 2012 ANNUAL REPORT (2012) at 18.
- 19) NRS 62C.040(1)(d). 子どもが成人と接触する可能性のある施設で身柄を拘束されているときは、子どもが勾留質問請求書を提出した時又は当該施設に収容された時から土曜日、日曜日及び休日を除いて24時間以内に行われる。NRS 62C.040(1)(a)-(c).
- 20) NRS 62C.035.

そがある場合等を除き勾留されてはならない²¹⁾。勾留される場合,原則として警察署留置場(lockup),拘置所(jail)又は刑務所等の成人収容施設での勾留を禁じられる²²⁾。

② 取調べ

治安官は、子どもを取り調べるに先立ち、権利及び供述が少年裁判所における審判または刑事裁判所における公判において用いられ得る旨を告知するよう求められている²³⁾。取調べには保護者を立ち会わせることが望ましいとされ、特に年少の子どもの事件では保護者の立会いの下で取調べを行うよう注意すべきことが求められている²⁴⁾。

③ 保護観察官による告発の処理

子どもが非行又は要監督行為を行ったと申し立てる告発(complaint)は保護観察官に回付される。保護観察官は調査を行い、子ども又は公共の最善の利益のために少年裁判所への申立て(petition)が必要であると判断したときは、検察官(district attorney)にその旨を勧告する²⁵⁾。

- 21) NRS 62C.030(2). 2011年の10歳以上18歳未満の者10万人当たりの勾留人員は75人(全国平均61人)である。Easy Access to the Census of Juveniles in Residential Placement: 1997–2011, available at http://www.oiidp.gov/oistatbb/ezacirb.
- 22) 非行を行った疑いのある子どもについては、他の施設を利用することができないときは、成人との分離を条件に本文に挙げた施設に勾留することが許される。 NRS 62C.030(3).
- 23) Marvin v. State, 95 Nev. 836, 839–40 n.4, 603 P.2d 1056, 1058 n.4 (1979); Quiriconi v. State, 96 Nev. 766, 771, 616 P.2d 1111, 1114 (1980).
- 24) *Ibid.* もっとも、前掲注17) で述べたとおり、子どもの身柄拘束後、保護者へのその旨の通知が要求されているものの、法律上保護者に子どもの取調べに立ち会う権利を認めた規定はなく、憲法上も子どもの取調べへの保護者の立会いは要求されていないと解されており、保護者への通知及び立会いなしに子どもを取り調べることは禁じられていない。 *Mark Michael Ford v. State*, 122 Nev. 796, 802, 803 n.8, 138 P.3d 500, 504, 505 n.8 (2006). そのため、治安官が保護者への通知の要求を満たさなかった場合であっても、そのことのみを理由に子どもの供述の任意性が否定されることはなく、事情の総合により任意性を判断する際の 1 つの要素と位置づけられるにすぎない。 *Elvik v. State*, 114 Nev. 883, 891, 965 P.2d 281, 286 (1998); *Mark Michael Ford*, 122 Nev. at 802, 138 P.3d at 504.
- 25) NRS 62C.100(1)-(2). 保護観察官は、検察官に申立書の提出を勧告しないとき ✓

一方、保護観察官は、少年が告発された行為を認めているときは、弁護人による助言(弁護人がないときは親の同意)を受けた子どもの同意を得て $^{26)}$ 、180日を超えない期間、保護観察官の非公式の監督(informal supervision)に付すことにより、子どもを正式な手続からダイバートすることもできる $^{27)}$ 。

④ 検察官による事件処理

検察官は、保護観察官の勧告を受けて、少年裁判所に審判の申立てを行うか否かを決定する²⁸⁾。申立ては、審判に付すべき事由、子どもの氏名、生年月日及び住居、親の氏名及び住居、身柄拘束の有無並びに身柄を拘束されているときはその場所及び日時を記載した申立書を少年裁判所に提出

- は、検察官による告発の審査を請求する権利を告発人に告知する。NRS 62C.100 (3).
- 26) 告発された行為が一定の重大な行為であるときは, さらに検察官の書面による承認を要する。NRS 62C.200(1)(b).
- 27) NRS 62C.100 (1) (b),(2)-(3). 保護観察官による非公式の監督中, 社会貢献活動 (community service (公的サービス,公共事業における作業,地域のための作業等をいう。NRS 62A.060(2).) や被害者への弁償等を少年に行わせることができる。NRS 62C.210(1). 検察官は、保護観察官による非公式の監督が不良に終わったときは、少年裁判所に申立てを行うことができ、このとき子どもは被告発行為の承認を取り消すことができる。NRS 62C.200(6).
- 28) NRS 62C.100(2). 検察官は申立てに当たり保護観察官からの勧告を受けるが、申立て権限を有するのは検察官であり、その判断が最終的なものである。62C.100 (5). 検察官は、保護観察官から申立書の提出勧告を受けなかった告発について告発人から審査請求を受けたときは、告発を審査し保護観察官と協議した後、少年裁判所に申立てを行うこともできる。NRS 62C.100(4).

2009年に処理された事件数は26,474件(非行事件19,437件,要監督事件7,037件)であり、うち申立てがなされたものは7,771件(非行事件7,269件,要監督事件502件,全体の申立率29.4%,非行事件の申立率37.3%,要監督事件の申立率7.1%)であった。Charles Puzzanchera, Benjamin Adams & Sarah Hockenberry, JUVENILE COURT STATISTICS 2009, at 118, available at http://www.ojjdp.gov/pubs/239114.pdf#search='Juvenile+Court+Statistics+2009'.また、2012年の交通事件を除く少年裁判所への申立件数は9,530件(非行事件9,282件,要監督事件248件)となっている。Nevada Judiciary、2012 ANNUAL REPORT APPENDIX (2012)、at 21.

することにより行う²⁹⁾。

⑤ 少年裁判所による事件の処理

ア 手続の原則

少年裁判所における手続の性質は刑事手続ではなく³⁰⁾, 陪審によらず少年係裁判官により非形式的な方式で行われる³¹⁾。全ての手続は原則として公開される³²⁾。

イ 少年の権利

子どもは、少年裁判所における手続のすべての段階において弁護人によって代理される権利を有し、その権利は少年裁判所によって告知される³³⁾。

- 29) NRS 62C.110(1)-(3).子どもが勾留されているときは、子どもは、審判に付すべき事由が銃器関連犯罪に当たる行為である場合を除き、検察官が告発が保護観察官に回付されてから4日以内(検察官によって正当な理由が証明されたときは、少年裁判所によりさらに4日の延長が認められる。)に少年裁判所に申立てを行わないときは、釈放されなければならない。NRS 62C.100(6).
- 30) NRS 62D.010(1)(a). もっとも、犯罪を理由に少年裁判所に申し立てられ手続を進められたときは、刑事訴追が禁じられる。NRS 62D.020(1).
- 31) NRS 62D.010(1)(c)-(d).
- 32) ネバダ州は、2005年の時点で全ての手続を原則として公開している14法域の1つである。2006 NATIONAL REPORT, *supra* note 6, at 108. もっとも、少年裁判所は、子ども又は公共の最善の利益のために手続の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合でも、少年裁判所は事件に直接利害関係を有する者に傍聴を許可でき、この中には被害者等が含まれる。NRS 62D.010(2).
- 33) NRS 62D.030(1).子どもの保護者は、貧困を理由に、子どものために、少年裁判所に弁護人の選任を請求することができる(なお、保護者も弁護士によって代理される権利を有する。NRS 62D.100(1).)。弁護人選任請求は刑事事件におけると同様の手続に従い、弁護人を選任できない旨及び貧困を示す事実を記した書面を提出したうえで、少年係裁判官に口頭で行う。少年係裁判官は原則として公選弁護人を選任する。NRS 171.188(1)-(3).少年裁判所は、保護者が子どものために弁護人を選任しないときは、弁護人を選任しなければならない。NRS 62D.030(3).2007年、州最高裁判所は、貧困者の弁護のあり方を検討するため、「貧困者弁護委員会(Commission on Indigent Defense)」を設置し、翌年、「ネバダ州貧困者弁護委員会(Commission on Indigent Defense Standards of Performance)」を採択した(2009年4月1日より施行)。少年非行事件の弁護に関する基準も含まれており、特に成人裁判所への移送手続はその結果の重大性から重要な手続と考えられており、この手続における弁護人は刑事陪審裁判での弁護経験を2回以上有する弁護

もっとも、子どもは、熟知して、聡明に、かつ任意に、弁護人によって代理される権利を放棄することができる³⁴。

ウ審判

少年裁判所は初回聴聞(first appearance)において子どもに対して権利及び申立書記載の審判に付すべき事由を告げ、これについて陳述する機会を与える $^{35)}$ 。少年裁判所は、子どもが審判に付すべき事由を否認したときは、事実に関する聴聞を行わなければならない $^{36)}$ 。

少年裁判所は問題を解決するのに有用で、証拠能力、重要性及び関連性 のある全ての証拠を採用することができる³⁷⁾。証拠の証明力は少年裁判所

士であるべきこと、そうでないときは、刑事陪審裁判での弁護経験を有する弁護士と共同で弁護するよう勧告している。ADKT411 Order, Exhibit A, 55 (2008), available at http://www.nevadajudiciary.us/index.php/viewdocumentsandforms/func-startdown/69/.

依頼人の能力ある協力がなければ有効な弁護ができずに弁護人の援助を受ける権利は無意味となるため、手続の適正及び公正が少年の審判能力を要求する。そのため、少年裁判所は、子どもが手続の性質を理解して弁護人と有効に協議する能力を有しないときは、手続を進めることができない。In the Matter of Two Minor Children, 95 Nev. 225, 230–231, 592 P.2d 166, 169 (1979).

子どもが弁護人によって代理される一方で、検察官が、少年裁判所における手続のすべての段階において申立人を代理する。NRS 62C.110(1): 62D.030(2).

- 34) NRS 62D.030(4).
- 35) NRS 62D.040(1). 少年裁判所は、子どもが非行事実を争わないときは、子どもを保護観察官による非公式の監督に付すことができ、子どもが監督の条件を遵守してその期間を終了したときは、申立てを棄却することができる。NRS 62C.200(7); 62C.230(1)(a). また、少年裁判所は、保護観察官による勧告、検察官並びに子ども及びその保護者の書面による同意があるときは、同意判決(consent decree)により子どもを少年裁判所の監督に付すことができ、子どもが判決の条件を遵守してその期間を終了したときは、申立てを棄却することができる。NRS 62C.230(1)(b).(2).
- 36) NRS 62D.040(2).
- 37) NRS 62D.420(1)(a). したがって,少年裁判所は書面を証拠として採用することもできるが、その場合には、当事者及びその弁護人に、書面を検討し、可能な場合には書面を作成した者を反対尋問する機会を付与しなければならない。NRS 62D.420(2).

の自由な判断に委ねられる³⁸⁾。子どもが非行少年であると申し立てられているときは、非行事実は合理的疑いを超えて証明されなければならない³⁹⁾。

少年裁判所は、非行事実の証明がないときは申立てを棄却し、子どもが施設に収容されているときはその釈放を命じなければならない⁴⁰⁾。非行事実の証明があったときは適当な処分をしなければならない⁴¹⁾。少年裁判所は原則として申立の日から60日以内に事件の最終処分を決定しなければならない⁴²⁾。

6 処分

少年裁判所が利用できる処分は多岐にわたるとともに、合わせて言い渡すことが可能である⁴³⁾。

ア 適当な者への委託

少年裁判所は適当な条件を付す又は電子的に監視するなどしながら子ど

- 38) NRS 62D.420(1)(b).
- 39) NRS 62D.040(4). 要監督事実は証拠の優越により認定されれば足りる。NRS 62D.040(3).
- 40) NRS 62D.040(5).
- 41) NRS 62D.040(6). 2012年の交通事件を除く少年事件(非行事件及び要監督事件。)の処理件数は11,751件(非行事件11,486件,要監督事件265件)であり、うち正式に審判を開いたもの2,305件(20.0%),正式に審判を開かずに処理したもの6,738件(57.4%),棄却2,708件(23.0%)であった。2012 ANNUAL REPORT APPENDIX, *supra* note 28, at 21. 交通事件については後述。
- 42) NRS 62D.310(1). 子どもの迅速な裁判を受ける権利は憲法上の権利として認められている。 Piland v. Clark County Juvenile Court, 85 Nev. 489, 491–492, 457 P.2d 523, 524–525 (1969). 迅速な裁判を受ける権利が侵害されたか否かは、①遅延の程度、②遅延の理由、③非行事実の性質、④身柄拘束の有無、⑤防御権行使への影響の有無によって判断される。 In the Matter of Eric L., 123 Nev. 26, 29–30, 153 P.3d 32, 34–35 (2007). もっとも、少年裁判所は非行事実の重大性や被害者への影響等を考慮して最終処分の決定を延期することができる。但し、申立の日から 1 年を超えて延期することはできない。NRS 62D.310(2)–(3).
- 43) 少年裁判所は、適当な処分を決定するに当たり、子どもの行為が銃器の使用 又は被害者に対する暴力の行使を伴うものであったか否かを考慮しなければなら ず、行為がそのようなものであったときは、その旨の認定をしたうえで、子ども 収容施設への収容その他、処罰的(punitive)措置を取ることができる。NRS 62E.670.

もを適当な者に委託して子どもの自宅等で監督させることができる⁴⁴⁾。

イ 保護団体への委託

少年裁判所は、厚生福祉事業省により認可された、子どもの保護を行う 公的又は私的な団体等に子どもを委託することができる⁴⁵⁾。

ウ 成人監督者が同居しない住居での監督

少年裁判所は、子どもが16歳以上であるときは、成人監督者のいない住居に居住させ、少年裁判所の厳格な監督(strict supervision)の下に置くことができる 46 。

エ 社会貢献活動の実施

少年裁判所は子どもに社会貢献活動の実施を命じることができる。この 命令を言い渡された者は、公共事業を行う公的団体や社会貢献活動を行う 非営利団体の監督の下で、落書き消去等の社会貢献活動を行う⁴⁷⁾。

オ 認知療法プログラム等の受講

少年裁判所は、子どもに非行認定歴がなく、非行が被害者に対する暴力の行使を伴わないものであるときは、認知療法プログラム、人間開発プログラム、芸術プログラム又は健康増進若しくはスポーツプログラムへの参加を命じることができる⁴⁸⁾。

カ 運転免許の停止

少年裁判所は、子どもが運転免許を取得しているときは90日以上2年未満の間でその停止を、取得していないときは命令の日または免許取得資格

⁴⁴⁾ NRS 62E.110(1)(a), 2(a)-(b).

⁴⁵⁾ NRS 62E.110(1)(b), (3),

⁴⁶⁾ NRS 62E.140.

⁴⁷⁾ NRS 62E.190(1).

⁴⁸⁾ NRS 62E.210(1). 認知療法プログラム・人間開発プログラムは、怒りのコントロール、コミュニケーションスキル、問題解決・紛争解決のスキル、家庭でのコミュニケーションのあり方を含む家族関係の問題、就職や経済的安定といった問題について教育・指導するプログラムである。NRS 62E.220(1). 芸術プログラムは、絵画、写真、執筆活動、音楽、ダンス、演劇等の創造的又は芸術的表現に関わる活動を行うプログラムである。NRS 62E.240(2).

修道法学 36巻 2号

を得たときから90日以上 2 年未満の間でその取得の禁止を命じることができる $^{49)}$ 。

キ罰金

少年裁判所は子どもに罰金を課すことができる50)。

ク 受診・治療等

少年裁判所は、医師の診察を受け、精神科治療を含む治療又は心理療法 等を受けるよう、子どもに命じることができる⁵¹⁾。

ケ アルコール又は薬物依存鑑定

少年裁判所は、アルコール若しくは薬物の影響下での自動車の運転に関わる罪、アルコール関連犯罪又は薬物関連犯罪に当たる非行を認定された子どもに、アルコール又は薬物依存鑑定を受けるよう命じ、鑑定人からの検査結果の報告及び治療に関する勧告を受けて、治療を受けるよう子どもに命じなければならない⁵²⁾。

コ 指害賠償命令

少年裁判所は、非行を行ったと認定された子どもに、被害者への損害賠償を命じることができる53。少年裁判所は、子どもが14歳以上であり、被害者に対する暴力の行使を伴う非行の認定歴を持たないときは、子どもの同意を得て、労働を通じた損害賠償プログラム(program of restitution through work)へ参加させることもできる540。

サ 保護観察

少年裁判所は子どもを保護観察官による監督に付すことができる⁵⁵⁾。

- 49) NRS 62E.250; 62E.430; 62E.630; 62E.640; 62E.650; 62E.690.
- 50) NRS 62E.430; 62E.685; 62E.700; 62E.730.
- 51) NRS 62E.280(1).
- 52) NRS 62E.620(1); 62E.620(6).
- 53) NRS 62E.550(1).
- 54) NRS 62E.600(1). 子どもは公的機関又は民間の雇用主の下で働き, 給与のうち 一定額が損害賠償の支払いに当てられる。NRS 62E.580(1)(b)(2).
- 55) NRS 62E.685(5); 62E.700(1)(e). 保護観察処分の中には、子ども収容施設への 送致を減少させることを狙いとした、通常の保護観察よりも指導監督を強化した ↗

シ 子ども・家庭事業局への送致

少年裁判所は、非行を行ったと認定された子どもが8歳以上12歳未満で 矯正若しくは教育団体への委託が必要であると判断したとき、または、子 どもが12歳以上であり、矯正若しくは教育施設に委託して精神衛生サービ スを受けさせる必要があると判断したときは、子どもを、子ども・家庭事 業局へ送致することができる⁵⁶⁾。

ス 子ども収容施設への送致

少年裁判所は、非行を行ったと認定された子どもに子ども収容施設への送致・収容処分を課すことができる⁵⁷⁾。収容期間は不定期である。子ども収容施設では、就業に適する力及び施設からの釈放後に有意義な生活を送ることができる力を子どもに身に付けさせることを目的に指導が行われる⁵⁸⁾。

- 特別観察プログラム(Special Supervision Program)がある。NRS 62G.400; 62G.410(2).
- 56) NRS 62E.520(1). 子ども・家庭事業局は、必要に応じて子どもを団体若しくは施設に委託又は送致することができるが、12歳未満の子どもを州立子ども収容施設に送致することはできない。NRS 63.440(1).
- 57) NRS 62E.510. 監督を要する子どもには州立その他の子ども収容施設への送致 処分を課すことはできない。NRS 62E.420.

州内にはカウンティ等が運営する州立以外の子ども収容施設もあり、施設送致処分ではそれら施設も利用される。NRS 62A.190; 62A.280. 州立子ども収容施設には12歳未満の者を送致することはできない。NRS 62E.510(1).

施設送致処分を課す際,少年裁判所は,子どもの経歴をまとめた記録を子ども 収容施設の長に送付しなければならない。NRS 63.400(3).

ネバダ州における施設収容状況をみると、次のような特徴がある。第一に、収容率が高い。2011年の10歳以上18歳未満の者10万人当たりの施設収容人員は170人(全国平均134人)である。Easy Access, *supra* note 21. 第二に、薬物関連非行の構成比が高い。2011年に施設に収容されている者のうち薬物関連非行を理由とする者の割合は20%(全国平均 7 %)である。

州最高裁判所は、現在、「州少年司法改革委員会(Commission on Statewide Juvenile Justice Reform)」を設置し、特に施設収容処分のあり方を検討している。http://www.nevadajudiciary.us/index.php/commission-on-statewide-juvenile-justice-reform、2012 ANNUAL REPORT、subra note 18, at 16.

58) NRS 63.230. 州立子ども収容施設では、認知行動プログラム、カウンセリング 等を通じた指導や職業補導が行われている。職業補導の種目には、調理、コン 🖊

施設の長は、一般の子どもに適用される教育に関する法を実施するための措置を講ずる義務を負い、できる限り一般の初等及び高等教育課程に等しい教育課程を備えた教育指導部を設置しなければならないとされている⁵⁹⁾。

⑦ 軽微な交通事件の処理

治安官は、軽罪に当たる交通違反行為を行った子どもが書面により裁判 所への出頭に同意したときは、子どもの身柄を拘束することができず、出 廷通告を交付しなければならない⁶⁰⁾。

少年裁判所は、子どもが軽微な交通犯罪⁶¹⁾ で告発されているときは、子どもの最善の利益のために、事件及び記録を簡易裁判所(Justice Court)⁶²⁾ 又は市裁判所(Municipal Court)⁶³⁾ に移送することができる⁶⁴⁾。子どもは、いずれの裁判所で審理されても、罰金、運転免許の停止、交通安全講習(traffic survival course)の受講、保護観察処分を課され得る⁶⁵⁾。

ピュータ技術, 溶接, 園芸等がある。2011/2012 BIENNIAL REPORT, *supra* note 4, at 40-41.

⁵⁹⁾ NRS 63.210(1). ネバダ州少年訓練センターには認可を受けた高等学校の課程があり、カリエンテ少年センターでは施設の所在する学区により高等学校の課程が提供されている。2011/2012 BIENNIAL REPORT, *supra* note 4, at 40–41. また、施設の長は、学校委員会(Board of Trustees of the County School District)の同意を得て、可能であれば、子どもを学区の公立校に通学させることができる。NRS 63.210(3).

⁶⁰⁾ NRS 62C.070.

⁶¹⁾ 人を死亡させた又は重罪とされている行為等を除く。NRS 62A.220.

⁶²⁾ 訴額が少額の民事事件及び軽罪の刑事事件の管轄を有する。NRS 4.370(1),(3).

⁶³⁾ 各自治体の条例違反に関わる民事事件及び軽罪の刑事事件の管轄を有する。 NRS 5.050(1)-(2).

⁶⁴⁾ NRS 62B.380(1). 少年裁判所が管轄を留保するときは、少年係裁判官補が事件を担当することが多い。2012 ANNUAL REPORT, supra note 18, at 35. なお、事件の移送を受けた裁判所は、少年裁判所の同意を得て、事件を少年裁判所に再移送することができる。NRS 62B.380(3). 2012年の交通事件数は6, 291件であり、うち3, 138件が簡易裁判所において、622件が市裁判所において処理された。2012 ANNUAL REPORT APPENDIX, supra note 28, at 57.

⁶⁵⁾ NRS 62E.700(1).

⑧ 性犯罪関連事件の処理

性犯罪関連事件については、子ども期から性犯罪を繰り返す者が多いことに鑑み、特別の手続及び処分が定められている⁶⁶⁾。

検察官は、少年裁判所に子どもによる性犯罪について申立てを行ったときは、権利について被害者やその保護者に通知しなければならない⁶⁷⁾。

少年裁判所は、子どもについて第1級若しくは第2級の略取・誘拐、監禁又は住居侵入等に当たる行為を認定したときは、検察官の請求により、その行為が性的動機で行われたか否かを判断するための特別の審判を開始しなければならない⁶⁸⁾。少年裁判所は、子どもが性犯罪に当たるまたは性的動機による非行を行ったと認定したときは、①保護観察官又は仮釈放官(parole officer)による3年以上の監督に付し、②被害者と同じ学校への子どもの通学を原則として禁止する等の措置を取らなければならない⁶⁹⁾。また、少年裁判所は、14歳以上の子どもについて性犯罪に当たる行為を認定したときは、州の犯歴記録制度(Central Repository)に登録しなければならない⁷⁰⁾。

- 66) NRS 62H.300(1).
- 67) NRS 62C.120(1).
- 68) NRS 62F.010(1).
- 69) NRS 62F.110(1). 保護観察官又は仮釈放官は、子どもが居住する学区の学区長等に、子どもが性犯罪に当たる又は性的動機による非行を行ったと認定された旨を通知しなければならない。NRS 62F.120(1).
- 70) NRS 62F.220(1)(a). 一方で、少年裁判所は、犯歴記録制度への登録並びに通知の対象となった旨を、子ども及び保護者に通知しなければならない。NRS 62F.220(1)(b). 少年が犯歴記録制度への登録及び通知の対象となっている限り、少年事件記録は非開示とされない。NRS 62F.260.

犯歴記録制度への登録は、合衆国の「性虐待者登録・通知法(Sex Offender Registration and Notification Act(SORNA))」を含む「アダム・ウォルシュ児童 保護安全法(Adam Walsh Child Protection and Safety Act)」に従って法制化された。SORNA は、各法域に対して、一定の性犯罪で有罪認定された者の登録及び地域への通知等を法制化するよう要求しており、登録及び通知の対象に少年を含んでいた。ネバダ州は、SORNA の要求に従わないことによる合衆国政府からの補助金削減を回避するために、2007年、A.B. 579を可決し、一定の性犯罪を行ったと認定された行為時14歳以上の者を登録及び通知の対象とした。この改正法の

⑨ 薬物関連犯罪への取組み

ネバダ州では、1995年にクラーク・カウンティを管轄する第8地方裁判 所が少年のためのドラッグコート(以下、「少年ドラッグコート」という。) の運用を開始し⁷¹⁾、2012年現在、州内に6の少年ドラッグコートがある。

例えば、ワシュー・カウンティを管轄する第2地方裁判所は、司法による監督とともにセラピーや治療的介入を通じて少年のアルコール・薬物依存(以下、単に「薬物依存」という。)及び非行を減少させることを任務とする少年ドラッグコートを設置している⁷²⁾。少年ドラッグコートは少年係裁判官をはじめとして、保護観察官、公選弁護人、検察官、カウンセリングの提供等の委託を受けた機関の代表者、学区長、カウンティ少年事業部

合憲性が問われたが、州最高裁判所は、2013年、合憲との判断を示した。State v. Eighth Judicial Dist. Court, 306 P.3d 369, 129 Nev. Adv. Rep. 52 (2013). もっとも、州最高裁は、少年の性犯罪者を登録及び地域への通知の対象とする制度がコストがかかる一方で犯罪の防止にとって有効ではないとの研究結果や、A.B. 579可決後に、合衆国司法長官が、その裁量権を行使して、登録された少年性犯罪者の地域への通知までは要求しないとしたことに鑑み、州議会に対して、A.B. 579及び少年性犯罪者へのその適用の見直しを勧告していることが注目される。Id., 306 P.3d at 389-390, 129 Nev. Adv. Rep. at 62-66.

性犯罪等に係る特別の手続の一方で、法律上性犯罪関連事件の防止のための取組みが求められている。子ども・家庭事業局は、少年裁判所、保護観察所及び少年矯正部(Youth Correctional Service)から、性犯罪に当たる非行を行ったと認定された子どもの氏名、年齢、処分の内容等を含めた情報を収集し、厚生福祉事業省の長に提供する。厚生福祉事業省の長は、少年の再非行に関する統計を取り、処遇の効果を評価し、その結果を州議会に報告しなければならない。NRS 62H.210; 62H.220(1)-(2); 62H.320(1)、(2) (a).

- 71) ネバダ州における少年ドラッグコートの取組みは全国的にも先駆的である。 US Dept. of Justice, Office of Juvenile Justice Programs, Drug Courts Program Office & American University, Drug Court Clearinghouse & Technical Assistance Project, *Juvenile Drug Courts*, 5(4) Juvenile and Family Justice Today 12 (1997), 2012 ANNUAL REPORT, *supra* note 18, at 23.
- 72) State of Nevada, Second Judicial District Court, Specialty Courts Division, JUVENILE DRUG COURT POLICIES AND PROCEDURES, at 4, available at http://www.washoecourts.com/specialtycourts/pdf/jdc/JDC_Policies_Procedure.pdf#search='Juvenile+Drug+Court+Policies+and+Procedures%2C+nevada'.

(Juvenile Service) 心理職員によるチームを構成している。少年ドラッグコート・プログラムの対象となるのは、性犯罪及び暴力犯罪を行った者を除き、薬物依存問題を抱えていることが明らかとなった14歳以上18歳未満の者である 73)。通常は、保護観察処分の1条件として少年ドラッグコート・プログラムに付される 74)。少年ドラッグコート・プログラムは4つの段階から成り、期間は最低9か月である 75)。この間、少年は、少年ドラッグコートへの定期的出頭、保護観察官との面接、薬物検査、カウンセリング等の治療的プログラムへの参加、被害者への弁償等を行わなければならない 76)。プログラム内で付された条件を遵守しなかったときは、施設収容処分等を課される 77)。

⑩ 刑事裁判所への移送

ア 少年裁判所の裁量による移送

検察官は、子どもが行為時13歳以上で殺人罪に当たる罪の事件⁷⁸⁾、または、14歳以上で重罪に当たる罪の事件について、子どもを刑事手続のために成人として適格であるとして、成人によって行われた場合にその犯罪を審理する管轄を有する裁判所(以下、「刑事裁判所」という。)に移送する

⁷³⁾ *Id.*, at 8.

⁷⁴⁾ State of Nevada, Second Judicial District Court, Specialty Courts Division, Juvenile Drug Court Overview, available at http://www.washoecourts.com/specialty_courts/PDF/JDC/JDC_overview.pdf.

⁷⁵⁾ JUVENILE DRUG COURT POLICIES AND PROCEDURES, *supra* note 72, at 4, 6–8. プログラムの平均終了期間は12か月となっている。Juvenile Drug Court Overview, *supra* note 74.

⁷⁶⁾ JUVENILE DRUG COURT POLICIES AND PROCEDURES, *supra* note 72, at 6–9.

⁷⁷⁾ *Id.*, at 14–15. 第 2 地方裁判所の管轄ではないが、2000年に開設された「ネバダ州西部地区少年センター(Western Nevada Regional Youth Center)」など、特に薬物依存問題を抱える少年を収容し、カウンセリングやグループセラピーを行う施設もある。この施設での平均的な収容期間は70日となっている。Patricia Cafferata, Esq., *Special Feature: It Takes All Kinds to Administer Justice: The Story of the Third Judicial District Court, Circa 1988–2005, 14 Nevada Lawyer, 8, 9(2006).*

⁷⁸⁾ A.B. 202, 2013 Gen. Sess. (Nevada 2013), 2014年10月1日施行予定。

よう、少年裁判所に請求することができる⁷⁹⁾。少年裁判所は、子どもが申立てられた非行を争っているときは、聴聞を開いて、子どもが非行を行ったと信じるに足る相当の理由(probable cause)の有無を判断しなければならない⁸⁰⁾。刑事裁判所への移送の基準は法律上定められていないが、州最高裁判所の判例により、少年裁判所は、①十分な調査の後、②(ア)本件非行の罪質および重大性、(イ)非行歴にみる非行傾向及び過去の非行の重大性、(ウ)年齢、成熟性、性格、特性並びに家族関係及び子どもに対する家族の指導監督力といった子どもの個人的要素を考慮して、移送が公共の安全を保護するために必要であると明白かつ説得的に認定できる場合には、その裁量により、子どもを刑事手続のために成人として適格であるとして刑事裁判所に移送することとされている⁸¹⁾。移送請求を受けた少年裁判所は、十分な調査を行うために保護観察官に調査を命じなければならず、保護観察官は調査を行い、本件非行、非行歴、子どもの特徴を記載した報告書を少年裁判所に提出しなければならない⁸²⁾。刑事裁判所への移送は理由を記載した書面によらなければならない⁸³⁾。

イ 推定による移送

行為時16歳以上の子どもによる被害者に対する暴力の行使を伴う性犯罪

- 79) NRS 62B.390(1). 検察官による移送の請求は、非行事実及び非行歴を記載した 書面によらなければならない。その際、子どもの個人的背景及び特徴に関する資 料を添付することができる。 *In the Matter of Seven Minors*, 99 Nev. at 442, 664 P. 2d at 956.
- 80) Id., 99 Nev. at 437, 442, 664 P.2d at 953, 956.
- 81) ②の3つの要素のうち前二者の要素が重視され、(ウ)の要素は、前二者の要素のみでは移送が認められない場合に考慮される。刑事裁判所への移送を回避するためには、少年裁判所における処遇による矯正可能性が認められるのみでは足りず、精神的傾向、成熟度、情緒的安定、家族の支援並びに心理学的及び社会学的鑑別により、少年裁判所における管轄の留保が公共の利益及び安全にとって最善である、と認められなければならない。 *Id.*, 99 Nev. at 434–435, 443, 664 P.2d at 952–953, 957.
- 82) 報告書は子ども及び保護者にも送付される。*Id.*, 99 Nev. at 442, 664 P.2d at 956.
- 83) *Id.*, 99 Nev. at 442, 664 P.2d at 956.

又は銃器の使用を伴う犯罪に当たる事件については、刑事手続のための成人としての適格性が推定されており、少年裁判所は原則として子どもを刑事裁判所に移送しなければならない⁸⁴⁾。この推定は、子どもの側が、発達上若しくは精神上、裁判所の状況及び手続を理解することができないこと、手続において弁護士を援助することができないこと、又は、薬物に依存し、若しくは情緒若しくは行為障害を有しており、少年裁判所によりそれらの問題が適切に処遇され得ることを、明白かつ説得力ある証拠によって証明したときは覆され、少年裁判所は子どもを刑事裁判所に移送することを許されない⁸⁵⁾。

⑪ 処分決定後の手続

ア上訴

少年裁判所の命令⁸⁶⁾ に対して、民事事件におけると同一の方法で最高裁判所に上訴することができる⁸⁷⁾。

イ 少年裁判所による処分の変更

少年裁判所は原則としていつでもその決定を変更または終了させることができる⁸⁸⁾。

ウ 保護観察中の者に対する措置

少年裁判所は、保護観察に付された子どもが遵守事項に違反したときは、 30日を超えない期間、その者を子ども収容施設に収容することができる⁸⁹⁾。

エ 仮退院及び仮退院中の者に対する措置

⁸⁴⁾ NRS 62B.390(2).

⁸⁵⁾ NRS 62B.390(3). この場合であっても、検察官は、さらに裁量による移送を請求することができる。*In re William S.*; *Anthony Lee R.*, *A Minor* v. *State*, 113 Nev. 1406. 1419 n8. 952 P.2d 1. 9 n8 (1997).

⁸⁶⁾ 移送を認めない少年裁判所の決定も上訴の対象に含まれ、検察官による上訴が許される。NRS 62D.500.

⁸⁷⁾ NRS 62D.500(1). ネバダ州は中間上訴裁判所を持たない 2 審制を採っている。

⁸⁸⁾ NRS 62E.020(1).

⁸⁹⁾ NRS 62E.710(1). 違反者が18歳以上のときはカウンティの拘置所に収容する。 NRS 62E.710(2).

子どもが18歳に達したときは原則として施設から釈放されるが⁹⁰⁾, その前に施設の長が少年仮釈放部の長と協議の上仮退院が子どもの最善の利益となると判断したときは、子どもを仮退院することができ⁹¹⁾, 仮退院後、子どもは適切な家庭に委託され少年仮釈放部の監督下で教育・職業プログラムに付される⁹²⁾。少年仮釈放部の長は、仮退院の遵守事項違反があったときは、子どもの仮退院を取り消して施設に戻し収容するよう、少年裁判所に勧告することができる⁹³⁾。

(5) 保護者の責任

少年裁判所は保護者に手続の費用の負担を命じることができる 94)。また、子どもの非行又は要監督行為の原因となっている行為の停止 95),子どもの養育,アルコール若しくは薬物依存,紛争解決スキル等に関するカウンセリングへの参加 96),損害賠償 97)又は社会貢献活動 98)等を命じることができる。

(6) 少年事件の被害者

少年事件の被害者には犯罪被害者への補償等を定めたネバダ州法典「第 217章 犯罪の被害者への支援 (Aid to Certain Victims of Crime) | の規定が

⁹⁰⁾ NRS 63.790(1). 収容の上限年齢は20歳であり、子どもが20歳に達したときは 施設から釈放されなければならない。NRS 63.790(2). 州立子ども収容施設での収 容期間は概して6ないし9か月である。2011/2012 BIENNIAL REPORT, *supra* note 4. at 30.

⁹¹⁾ NRS 63.720(1).

⁹²⁾ NRS 63.720(3): 63.730(1).

⁹³⁾ NRS 63.780. 違反者が18歳以上のときはカウンティの拘置所に収容する。NRS 62E.710(2).

⁹⁴⁾ NRS 62E.300.

⁹⁵⁾ NRS 62E.290(1).

⁹⁶⁾ NRS 62E.290(2).

⁹⁷⁾ NRS 62E.550(1).

⁹⁸⁾ NRS 62E.180(1).

一般的に適用される。そのほか少年法内にも被害者に関する規定が置かれている。それらによれば、先述の通り、性犯罪や暴力を伴う犯罪の被害者は、検察官が少年裁判所に申立てを行ったときは、検察官から権利及び処分結果の通知を請求するための手続等について通知を受ける⁹⁹⁾。少年裁判所におけるすべての手続は原則として公開されるため、被害者は手続を傍聴することができ、少年裁判所が手続の全部または一部を非公開とした場合であっても事件に直接の利害関係を有する者として傍聴を許可され得る¹⁰⁰⁾。保護観察官による非公式の監督に付された少年から弁償を受け¹⁰¹⁾、または少年裁判所による損害賠償命令若しくは労働を通じた損害賠償のためのプログラム参加命令を通じて少年から賠償を受ける¹⁰²⁾。検察官に対して少年の処分結果についての通知を請求し、通知を受けることができる¹⁰³⁾。

(7) 少年事件の情報の扱い

① 少年事件の報道

少年裁判所における手続は先述のとおり原則として全て公開される。そのため、報道機関は傍聴によって得られた子どもの氏名等の情報を報道することができる。少年裁判所が子ども若しくは公共の最善の利益のために手続の一部または全部を非公開とした場合であっても、子どもが重罪に当たる非行を行ったと申し立てられており過去にも重大な非行歴を有するときは、少年裁判所職員から報道機関に対して子どもの氏名及び非行事実が

⁹⁹⁾ NRS 62C.120(1).

¹⁰⁰⁾ NRS 62D.010(2)(b).

¹⁰¹⁾ NRS 62C.210(1)(a).

¹⁰²⁾ NRS 62E.550; NRS 62E.560; NRS 62E.600. 少年裁判所が子どもに被害者への損害賠償を命じた場合であっても、被害者は民事訴訟における損害賠償請求権を失わない。NRS 62E.610.

¹⁰³⁾ NRS 62D.440(1). その他, 少年裁判所が最終処分の決定を延期する際や処分を 決定する際に, 被害者に対する影響や被害者への暴力の行使の有無等が考慮され る。注42) 及び43) を参照。

公表され、報道機関はそれを受けて公表された情報を報道できる¹⁰⁴⁾。さらに、これら以外の場合であっても、報道機関は少年裁判所の書面による命令を得て子どもの氏名等の情報を報道することを許される¹⁰⁵⁾。

② 少年事件記録の開示

少年事件の記録は少年裁判所の命令により正当な利害関係を有する者に対して閲覧のために開示される¹⁰⁶⁾。また、民事訴訟を提起する者は、少年裁判所に子どもの氏名の開示を請求することができ、少年裁判所はその者が民事訴訟において子どもの氏名を誠実に使用することを証明したときは、その開示を命じて民事訴訟での使用を許可しなければならない¹⁰⁷⁾。

③ 刑事手続における少年事件記録の扱い

刑事手続で刑の量定を行う裁判官は少年事件記録を取り調べる権限を有する¹⁰⁸⁾。

(8) 少年の刑事事件

① 刑事事件の手続

少年の刑事事件の手続は原則として成人のそれと同様である¹⁰⁹⁾。

- 104) NRS 62H.020(2).
- 105) NRS 62H.020(1).
- 106) NRS 62H.030(2). 州最高裁判所は,「正当な利害関係を有する者」の範囲は法律によって限定されておらず,少年事件記録に正当な利害関係を有するか否かの判断は少年裁判所の裁量に委ねられていると述べている。*Hickey v. Eighth Judicial District Court*, 105 Nev. 729, 782 P.2d 1336 (1989).

少年事件記録は、本人が21歳に達したとき原則として自動的に非開示とされる。 NRS 62H.140. 本人又は保護観察官は、21歳に達する前に少年裁判所による最終事実認定若しくは少年裁判所への最終送致から3年を経過した後、少年裁判所に記録を非開示とするよう請求でき、少年裁判所は審理を開いて検察官等の意見を聞いた後、一定の重大な犯罪について有罪判決歴のないこと及び十分に更生したことを認めることができるときは、少年の記録を非開示とするよう命じなければならない。 NRS 62H.130.

- 107) NRS 62H.040.
- 108) Thomas v. State, 88 Nev. 382, 385, 498 P.2d 1314, 1316 (1972).
- 109) 刑事手続の係属中の成人収容施設への収容は禁じられていないが、刑事手続 ノ

少年裁判所から刑事裁判所に移送された者は、例外的事情、すなわち少年裁判所の管轄によらなければ適切に対応できない薬物依存問題又は情緒障害若しくは行為障害があることの証明に基づいてのみ、少年裁判所への事件の移送を請求でき、少年裁判所が事件の再移送を受けたときは、例外的事情が受理の正当な理由となるか否かを判断しなければならない¹¹⁰⁾。

② 刑事処分

行為時18歳未満の者に対しては死刑が禁じられており、死刑をもって処断すべきときは仮釈放のない終身刑を科す¹¹¹⁾。また、殺人罪以外の罪に関しては行為時18歳未満の者に対して仮釈放のない終身刑が禁じられており、仮釈放のない終身刑をもって処断すべきときは仮釈放の認められる終身刑を科す¹¹²⁾。

少年法による管轄除外又は少年裁判所による移送を通じて刑事裁判所で 拘禁刑を科された者は、矯正局(Department of Corrections)が管轄する刑 務所等の成人受刑者のための施設に収容される¹¹³⁾が、州立子ども収容施設 の長が同意したときはその施設に移送され得る¹¹⁴⁾。

の対象となった者は、手続係属中の勾留場所を子ども収容施設とするよう、少年 裁判所に請求できる。NRS 62C.030(4).

¹¹⁰⁾ NRS 62B.390(5)(b)-(c). 少年法によりあらかじめ少年裁判所の管轄から除外されて刑事裁判所に起訴された者は少年裁判所への移送の対象ではない。 *Kell v. State*, 96 Nev. 791, 618 P.2d 350 (1980).

¹¹¹⁾ NRS 176.025(1).

¹¹²⁾ NRS 176.025(2).

^{113) 2009}年の時点で州刑務所に収容されている18歳未満の人員は118人である。 Patrick Griffin, Sean Addie, Benjamin Adams & Kathy Firestine, TRYING JUVE-NILES AS ADULTS: AN ANALYSIS OF STATE TRANSFER LAWS AND REPORT-ING (2011), at 25, available at http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ ojjdp/232434.pdf.

¹¹⁴⁾ NRS 209.301(1).

2 ネバダ州少年司法制度の近時の改革

(1) 合衆国最高裁判所判決の下での少年に対する刑事処分の改革

① 死刑の禁止

2005年, 合衆国最高裁は, Roper 判決において, 行為時18歳未満の者に対する死刑は合衆国憲法修正 8 条及び14条に違反する. と判示した¹¹⁵⁾。

この判決より前にすでに18歳未満の者に対する死刑を禁じていた法域もあったが、ネバダ州は、合衆国最高裁の Thompson 対オクラホマ州事件判決 $^{116)}$ 及び Stanford 対ケンタッキー州事件判決 $^{117)}$ に基づいて行為時 16 成 未満の者に対する死刑を禁じているのみであった $^{118)}$ 。そのため、Roper 判決を受けて、 2005 年、刑事訴訟法(Criminal Procedure Law)を改正して、死刑の下限年齢を行為時 18 院に引き上げた $^{119)}$ 。

② 仮釈放のない終身刑の禁止

2010年、合衆国最高裁は、Graham 対フロリダ州事件判決において、殺人 罪以外の犯罪で有罪判決を下された少年に対する仮釈放のない終身刑は合 衆国憲法修正8条に違反する、と判示した¹²⁰⁾。

¹¹⁵⁾ Rober v. Simmons, 543 U.S. 551, 125 S. Ct. 1183, 161 L. Ed. 2d 1 (2005).

¹¹⁶⁾ Thompson v. Oklahoma, 487 U.S. 815, 108 S. Ct. 2687, 101 L. Ed. 2d 702 (1988).

¹¹⁷⁾ Stanford v. Kentucky, 492 U.S. 361, 109 S. Ct. 2969, 106 L. Ed. 2d 306 (1989).

¹¹⁸⁾ NRS 176.025 (2003). Furman 対ジョージア州事件 (*Furman* v. *Georgia*, 408 U.S. 238, 92 S. Ct. 2726, 33 L. Ed. 2d 346 (1972)) における合衆国最高裁による 死刑違憲判決後の全国的な一時的死刑執行停止後に死刑が再開された1973年から 2000年の間にネバダ州で死刑を言い渡された行為時18歳未満の人員は、3人であった。Melissa Sickmund, JUVENILES IN CORRECTIONS (2004), at 23, available at http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ojjdp/202885.pdf.

¹¹⁹⁾ A.B. 6, 2005 Gen. Sess. (Nevada 2005).

¹²⁰⁾ *Graham* v. *Florida*, 560 U.S. 48, 130 S. Ct. 2011, 176 L. Ed. 2d 825 (2010). なお、合衆国最高裁は、2012年、Miller 対アラバマ州事件判決(*Miller* v. *Alabama*, 567 U.S. __, 132 S. Ct. 2455, 183 L. Ed. 2d 407 (2012))において、行為時18歳未満の者に対する必要的終身刑を違憲と判断したが、ネバダ州では終身刑は裁量的とされていたため、特に法改正や制度の変更は行われていない。

ネバダ州は殺人罪以外の犯罪(一定の性犯罪等)で有罪判決を下された 行為時18歳未満の者に仮釈放のない終身刑を認めていた¹²¹⁾が、この判決を 受けて、殺人罪以外の犯罪で有罪判決を下された行為時18歳未満の者に対 する仮釈放のない終身刑を禁じた¹²²⁾。

(2) 州最高裁判所判決の下での推定による移送規定の改正

かつて、少年法は、行為時14歳以上の者による一定の性犯罪または銃器 関連犯罪に当たる事件について、刑事裁判所への移送のための適格性を推 定しており、この推定を覆すためには、子どもは、非行が少年裁判所の管 轄を通じて適切に処遇され得る薬物依存又は情緒障害若しくは行為障害に 因ったことを、明白かつ説得的証拠により証明しなければならなかった。 そのため、子どもが成人裁判所への移送を回避するためには非行を行った ことを認めなければならず、しかもこの非行の承認は後の審理で本人に対 して不利に用いられ得た。この規定に関して、州最高裁は全員一致の意見 で、刑事裁判所への移送のための適格性の「推定を覆すために申立てられ た非行の承認を少年に要求」し、それによって自己負罪させる規定は、連 邦憲法修正5条の自己負罪拒否特権の保障に反して違憲である。と判示し

¹²¹⁾ NRS 62B330; 200. 366 (2009). Graham 判決当時,ネバダ州は,行為時 18歳未満の者に対する仮釈放のない終身刑を認めている44法域の1つであるとともに、殺人罪以外の犯罪を理由にその刑罰を認めている37法域の1つであり,かつ実際にその刑罰を科された者を施設収容している11法域の1つであった(人員は5人。Graham,560 U.S. at 63,130 S. Ct. at 2024,176 L. 2d at 838.)。もっとも、州最高裁判所は、1989年、Naovarath 対州事件において、殺人罪を理由とする13歳の者に対する仮釈放のない終身刑につき、「希望の否定」であり、「善行及び性格の矯正が重要ではない」ことを意味し、「将来、上告人の精神及び心理にどのような変化があろうと、彼が人生の残りの期間を刑務所にとどまることを意味する。これは、13歳の者に科すには真に重い刑罰である」と判示して、州憲法及び合衆国憲法の残虐な刑罰の禁止に違反する、との判断を下しており(Naovarath v. State, 105 Nev. 525, 525, 779 P.2d 944, 944 (1989).)、この判決は Graham 判決内で引用されている。Graham, 560 U.S. at 70, 130 S. Ct. at 2027, 176 L. 2d at 842.

¹²²⁾ A.B. 134, 2011 Gen. Sess. (Nevada 2011).

た¹²³⁾。この判決に応えて、州議会は、2009年、子どもが移送の推定を覆すためには、少年裁判所の管轄によらなければ適切に対応できない薬物依存問題又は情緒障害若しくは行為障害を有していることを証明すれば足りるように規定を改正した¹²⁴⁾。

また、州議会は、推定による移送の下限年齢を14歳から16歳に引き上げた¹²⁵⁾。

(3) 少年の鑑別

かつて、少年法は、少年裁判所は、子どもが薬物犯罪、アルコール関連 犯罪又は薬物若しくはアルコールの影響下での自動車の運転の罪に当たる 行為を行ったと認定しときは、薬物又はアルコール依存の有無を判断する ために鑑定を命じなければならないと定めていた¹²⁶⁾。

2001年から翌年にかけての司法省によるネバダ州少年訓練センターの調査を契機に、州議会において少年司法制度について議論がなされ、2003年、議会内に制度を調査するための臨時委員会が設置された。臨時委員会による調査の中で、少年司法関係者から、精神医学上の問題を抱える非行少年が多く、精神医学上の問題は薬物やアルコールの依存とも関係を有することが明らかにされた。そこで、臨時委員会は、施設に収容された全ての少年について精神医学及び薬物依存検査の実施を求める法案の提出を勧告した127)。この勧告に基づいて起草された法案が可決され、2005年、ネバダ州

- 123) In re William M., 124 Nev. 1150, 1152, 196 P.3d 456, 457 (2008).
- 124) A.B. 237, 2009 Gen. Sess. (Nevada 2009).
- 125) *Ibid.*ネバダ州は1995年の少年法改正により、当時問題となっていたギャングによる犯罪に断固たる措置を取るために、従来16歳であった移送の下限年齢を14歳に引き下げていた。議会提出時の法案は裁量による移送に関しても下限年齢を16歳に引き上げることを提案していたが、審議の過程で推定による移送の下限年齢のみを引き上げることとなった。Nevada Assembly Committee on Judiciary, Minutes of March 20, 2009.
- 126) NRS 62E.620 (2004).
- 127) Legislative Counsel Bureau, Bulletin No. 05-6, Study of Juvenile Justice System (2005), at 11-12, available at http://leg.state.nv.us/Division/Research/

は、鑑定対象となる子どもの範囲及び鑑定内容を拡大し、治安官等により身柄を拘束されて勾留質問を受ける子ども及び少年裁判所によって子ども収容施設に送致された子どもについても、精神衛生サービスを受ける必要性の有無及びアルコール又は薬物依存の有無について鑑定を受けさせることとした¹²⁸⁾。

(4) 州議会児童福祉及び少年司法委員会(Legislative Committee on Child Welfare and Juvenile Justice)

ネバダ州議会は、2009年、児童福祉及び少年司法に関する法律を検討し、議会に立法に関する勧告をなすための児童福祉及び少年司法委員会を設置した¹²⁹⁾。委員会は、2013年1月、少年裁判所の裁量によって刑事手続のために成人として適格と移送された者の、刑事手続の係属中の子ども収容施設における勾留、成人として拘禁刑を科された18歳未満の者の子ども収容施設における刑の執行、法律により少年裁判所の管轄から除外される子どもの年齢の16歳への引き上げ及び成人として拘禁刑を科された一定の者の仮釈放許可までの期間の短縮を勧告した¹³⁰⁾。この勧告に従いいくつかの法案が第77回議会に提出され、法律により少年裁判所の管轄から除外される子どもの年齢の16歳への引き上げ、少年裁判所の裁量によって刑事手続のために成人として適格と移送された者の、刑事手続の係属中の子ども収容施設における勾留等の改正が行われた¹³¹⁾。

Publications/InterimReports/2005/Bulletin05-06.pdf.

- 128) A.B. 47, 2005 Gen. Sess. (Nevada 2005).
- 129) NRS 218E.700-730.
- 130) Bulletin No. 13–15, Legislative Committee on Child Welfare and Juvenile Justice (2013), at 6, available at http://leg.state.nv.us/Division/Research/Publications/InterimReports/2013/Bulletin13-15.pdf.
- 131) A.B. 202, 2013 Gen. Sess. (Nevada 2013).

おわりに

ネバダ州は伝統的とされる少年法の目的を維持しつつも、その解釈において公共の安全及び社会統制を取り入れ、殺人罪については刑事処分の可能年齢を8歳とし、行為時18歳未満の者に対して死刑及び仮釈放のない終身刑を科すなど、少年非行に対して厳しい措置を取ってきた。また、1980年代から1990年代にかけて全国的にみられた、刑事裁判所への移送可能年齢の引き下げによる移送範囲の拡大や手続の公開といった厳罰化の特徴も示していた。しかしながら、近年、一方では合衆国最高裁判決の影響により、他方ではそうした合衆国最高裁判決の背景にもあった子どもの成長発達や能力、心理などに関する諸研究を基盤に、行為時18歳未満の者に対する死刑及び仮釈放のない終身刑の禁止、刑事処分可能年齢の引き上げ、鑑別範囲の拡大といった、厳罰化からの転換の傾向をみせてきていることが確認できた。このような動向は、今後の日本の少年司法制度のあり方を検討する上で参考となると思われる。